

## 観光再開・拡大に向けた文化観光コンテンツの充実事業

### 【企画検討支援事業】

#### 募集案内

- 公募期間  
令和4年4月15日(金)～令和4年5月16日(月) 12:00(必着)
- 問合せ先  
【文化庁】「観光再開・拡大に向けた文化観光コンテンツの充実事業」事務局  
電子メール: info@bunkakanko.jp

令和4年4月

## I. 事業の概要

### 1. 趣旨・目的

「観光再開・拡大に向けた文化観光コンテンツの充実事業」(企画検討事業)(以下「本事業」という。)は、高付加価値旅行層の取り込みも見据えて文化施設や文化資源(以下「文化資源等」という。)の高付加価値化を図ることが重要となっている一方で、上質な文化観光コンテンツの造成に係る知見が必ずしも蓄積されていないことを踏まえ、専門家派遣によりコンテンツの企画を支援することを目的としています。

### 2. 支援内容

- ・コンテンツの企画、コンセプトメイク、地域における体制構築、誘客の仕組みづくりといった分野に関する専門家を派遣し、事業者における企画検討を支援します。
- ・派遣する専門家は、企画内容や相談内容に応じて、各分野の第一線で活躍している者の中から事務局が選定します。

### 3. 応募に当たっての留意点

(事業の性質)

本事業は、文化資源等を活用したコンテンツ造成の企画検討を、専門家派遣により支援するもので、必要経費等の事業費を支援するものではありません。

(その他)

申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出を求めた資料等については、選定委員会の委員やコーチング担当者等に提供します。

(申請に当たって)

過年度に行った文化観光コンテンツを造成する類似事業の成果や採択事業者へのインタビュー、コーチング内容等を以下に掲載しています。本事業の実施にも参考となる内容となっておりますので、申請に当たって必ず参照してください。

URL: [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/93694501.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/93694501.html)

## Ⅱ. 募集内容

### 1. 応募主体

- ・応募主体は、文化資源等の設置者、所有者又は管理者とします。

### 2. 募集対象内容

- ・募集対象内容は、今後、以下の①～④の要件に適合する事業を企画・実施することを目指して、コーチングを受けながら必要な検討を行う内容であることとします。
- ・本事業で企画検討支援をするコンテンツについては、実際に販売することを見据えた企画内容とすることを要件とします。本事業の中で、効果的な販売手法についても検討いただきます。
- ・採択された事業については、令和5年度以降の文化庁によるフォローアップ（検討した企画の進捗状況や販売状況の調査等）を受けることを要件とします。

### 【目指す事業】

#### ①企画（文脈設計・コンセプト）

- ・文化資源等を活用して上質な観光コンテンツを造成し、文化資源等が持つ価値を損なわず、高付加価値化を図る事業であること。

#### ②文化資源等に対する貢献（還元）

- ・事業収益が文化資源等の保存・継承、発展等に還元され、その価値を守り、高めていく事業であること。

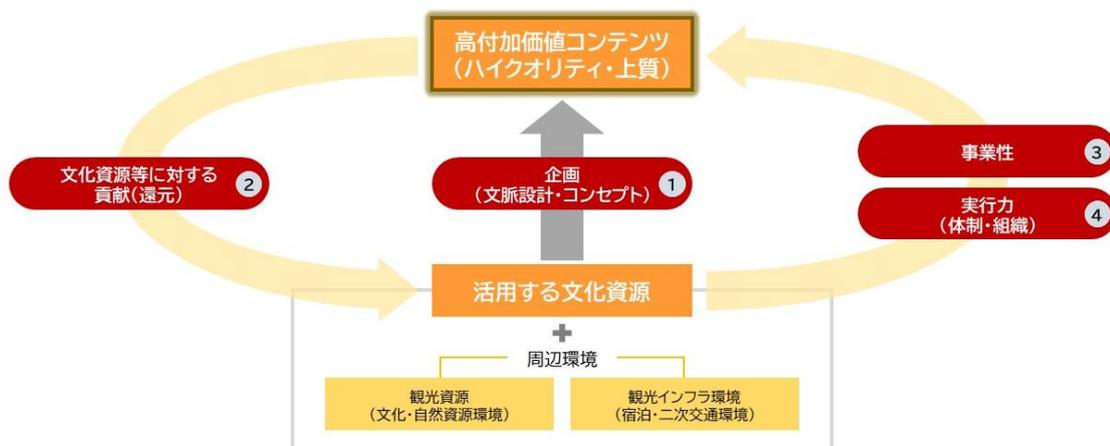
#### ③事業性

- ・次年度以降に、本事業により造成した高付加価値コンテンツを収益事業として継続できる収益構造・計画であること。

#### ④実行力（体制・組織）・その他

- ・事業実施者や連携する団体が、地域で面的・継続的に事業を実行・継続する能力があり、そのための体制が整備されていること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を適切に行う事業であること。

## ※事業概念図



### 【留意事項】

- 継続的な誘客に資するコンテンツの造成を企画することを目的としていることから、一過性のイベント、モニターツアーのみ、単なる広報素材のみの企画など、事業効果が低いと考えられるものについては本事業の対象としません。

### 《採択対象となる事例のイメージ》

- ・これまで活用できていなかった文化資源等があり、今後の活用方策について検討したい。
- ・文化資源等の価値をどのように来訪者に伝えていけばよいか、整理し、発信したい。
- ・文化資源の活用にあたり、マネタイズの検討をしたい。

### 3. 事業の実施に付随する業務

#### (1) 企画書の作成

採択後に申請内容や、外部有識者、伴走支援するコーチ等との議論も踏まえ、管理運営事務局と調整の上、企画書を作成していただきます。

#### (2) 事業報告書の作成

事業の終了後に当該事業に関する報告書を作成していただきます。本報告書では、事業の実施内容のほか、事業の成果、課題の抽出、それらの他地域への横展開に向けた検討等を取りまとめることとします。なお、内容や分量に関しては管理運営事務局と協議の上で定めます。

### Ⅲ. 事業者の選定

#### 1. 応募主体

##### (1) 選定方法・選定数

事業実施者の選定にあたっては、以下に示す「選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、外部有識者により構成される選定委員会において審査を行う予定です。

##### (2) 選定基準

選定にあたっては、以下の観点から審査を実施します。

###### ① 形式審査

- ・ 応募主体が、Ⅱ. 募集内容の 1.に掲げる要件を満たしていること。
- ・ 事業内容が、Ⅱ. 募集内容の 2.に掲げる要件を満たしていること。

###### ② 内容審査

応募内容に対し、以下の観点から、選定委員会において審査します。審査にあたっては、必要に応じ、(3)ヒアリングを実施します。

- ・文化資源等のポテンシャルの高さ
- ・地域内での連携体制ができている等、企画検討支援により、今後、適正な収益を生む文化観光コンテンツ造成が円滑に進む見込みがあること。

##### (3) ヒアリングの実施

選定にあたり、応募内容について、必要に応じヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。また、必要に応じ追加資料提出等の対応を求める場合があります。

いずれの場合も、文化庁又は管理運営事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

##### (4) 選定結果の公表

選定結果については、管理運営事務局から、申請者に対して選定通知を通知するとともに、文化庁のホームページにおいて選定団体名、事業内容等について公表します。選定結果の通知は、7月上旬頃を予定しています。

#### 2. 応募方法

申請書類はメールで提出すること。

【宛先】「観光再開・拡大に向けた文化観光コンテンツの充実事業」事務局

電子メール info@bunkakanko.jp

※電子メールの件名の冒頭に、必ず「【提出】」と付記してください。

【応募期限】 令和4年5月16日(月)12:00 必着

※当該期限までに管理運営事務局が受領したものを有効な申請として取り扱います。

【提出内容】 次の各書式を PDF 形式にて作成すること。

- ・ 様式 1: 応募申請書
- ・ 様式 2: 申請団体の概要
- ・ 様式 3: 事業計画書
- ・ 様式 4: 誓約書
- ・ その他、上記様式中で添付することが定められている書類

※提出の際には文字が見切れていないか等をよく確認してください。判別できない部分については審査の対象外となります。

【注意事項】

- ・ 各様式は日本語で作成してください。
- ・ 様式 1～4 及びその他添付書類を纏めて一つの PDF 形式の電子ファイルにしてください。
- ・ 添付書類については、資料番号を記載するなど、参照箇所が明確にわかるようにしてください。

【申請後の連絡】

- ・ 電子メールの受信後、管理運営事務局から受信確認のメールを送付します。
- ・ 受信確認のメールが届かない場合を除き、申請書類の受領確認のために電話等により照会することはお控えください。
- ・ 提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、管理運営事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。
- ・ ヒアリング(遠隔によるものを含む。)対象となった申請については、管理運営事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

### 3. 公募手続きに関する質問

【質問受付期間】令和 4 年 4 月 15 日(金)～令和 4 年 5 月 12 日(木)18:00(必着)

【質問方法】

- ・ 電子メールによりお問い合わせください。
- ・ 電子メール info@bunkakanko.jp  
※電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

【申請後の連絡】

- ・ 電子メールの受信後、管理運営事務局から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付します。質問の提出状況によりすぐに回答できない場合がありますので、時間的余裕をもって質問してください。

#### IV. 留意点

##### 1. 申請内容等について

- (1) 事業の内容は宗教活動や政治活動を目的としないこととします。
- (2) 事業の選定を受けた組織や団体、協議会等は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合、又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に管理運営事務局の承認を得なければならないこととします。
- (3) 申請書に虚偽の記載を行った場合は、本申請を無効とします。

##### 2. 事業の流れ

- (1) 選定された後、企画内容についてアドバイス等を行うため、打合せや現地訪問などを行います。これには必要に応じて文化庁職員も同席・同行します。
- (2) 事業実施者は、管理運営事務局から実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。

##### 3. 事業完了後について

- (1) 事業の実施者は事業完了後、完了報告書等を所定の期間内に提出していただきます。提出書類の内容や様式は、事業実施者に対し別途指定します。
- (2) 事業完了後には、他の地域における文化資源等の高付加価値化に係る取組の参考となるよう、国等により、本事業の成果やコーチング(改善指導等)内容を公表することを予定しております。なお、上記 3.(1)において提出いただいた報告書は、国等において公表することがあります。
- (3) 令和5年度以降においても、文化庁が必要と判断した場合、事業後に当該事業に係る報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

##### 4. その他

- (1) 採択された事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- (2) 本事業を実施するにあたり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等により、適切に対応することとします。
- ① 提供された情報、本事業実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
  - ② 提供された情報、本事業実施において知り得た情報については、1 年間の瑕疵担保期間の終了後に全て消去する。
  - ③ 提供された情報、本事業実施において知り得た情報については、日々厳重の管理体制のもと管理する。